

教職第1461-2号

令和5年3月27日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育総務部教職員課長

オフピーク定期券の取扱いについて（通知）

令和5年3月18日から平日朝のピーク時間帯以外の時間帯にのみ利用できる、通常より割安な定期券（以下「オフピーク定期券」という。）が販売されています。

オフピーク定期券を利用する場合、その取扱いは下記のとおりとなりますので、職員に周知してください。

記

- 1 オフピーク定期券を利用する職員については、オフピーク定期券の価額に基づき通勤手当の運賃等相当額を算出します。
 - 2 オフピーク定期券を利用する職員が、ピーク時間帯に通勤した場合、通勤手当の額は改定されません。
 - 3 オフピーク定期券を利用する職員が届出を行わず、事後確認などの際にオフピーク定期券の利用が確認できた場合、オフピーク定期券の価額に基づき算出した運賃等相当額との差額の返納が必要となることがあります。
 - 4 オフピーク定期券を利用する職員が、ピーク時間帯に旅行をする場合は、通勤調整を行いません。
- ※ オフピーク定期券を利用せず、通常の定期券を利用する職員については、これまでと同様の取扱いとなります。
- ※ JR東日本のオフピーク定期券の詳細は、以下のホームページで確認できます。
https://www.jreast.co.jp/offpeak_teiki/

担当：教職員課 給与制度・退職手当担当

電話：048-830-6667